

第3章

地域包括支援センターと社会福祉協議会との協働

1 地域包括ケアの推進と社会福祉協議会の実践

－めざすのは仕組みづくり・人づくり・地域づくり－

田辺光正（山梨県社会福祉協議会）

1) 地域包括支援センターと社会福祉協議会との連携・協働の必要性

(1) 社会福祉法における社会福祉協議会の位置づけ

我が国の社会福祉の根本をなす「社会福祉法」において、社会福祉協議会（以下、社協という）は地域福祉の推進を図る団体として唯一位置づけられています。

このことは、「地域における社協の取り組みが地域福祉の推進を大きく左右している」現状にもなっております。

言葉を変えれば、「社協の取り組みなくしてはわが国の地域福祉の推進が図れない」仕組みになっていると言っても過言ではありません。

平成24年度からスタートした「地域包括ケア構想」「地域ケア会議」への取り組みは、従来の「個別支援」ととどまることなく、「地域生活支援の仕組みづくり」であります。

そして、そのためには、関係者のネットワークづくり、人づくり、地域づくりが必要となってきますが、その取り組みは、まさに、社協が実施してきている地域福祉の取り組みと大きく重なる部分であります。

(2) 小地域における「地域ケア会議の推進」

平成24年10月、全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会は、社協のあるべき姿や活動の方向性を共有化するために、「社協・生活支援活動強化方針」を策定しました。

＝地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性＝を副題とするこの方針において、行政との協働等による地域包括支援センターとの関係のあり方や小地域における「地域ケア会議の推進」が、次のように明記されています。

○相談・支援体制の強化

私たちは、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

★行政との協働等による地域包括支援センターや基幹相談支援センター（障害者総合支

援法)等の実施(受託)

★受託運営にあたっては、住民との協働や制度外の支援等を積極的に取り組む。

○アウトリーチの徹底

私たちは、これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎にアウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

★住民と専門職の協働による小地域を単位とする「地域ケア会議」のモデル実施

★生活支援・相談センターや福祉サービス利用支援部門と連携し、一定の地域をモデルとし、小地域(小学校区、町内会・自治会等)を単位とする住民と専門職が協働する地域ケア会議を開催し、多様な生活課題の支援等を行う。

以上のことから、「地域包括ケア構想」「地域ケア会議」が目指す個別支援から地域生活支援への展開を図るためには、社協が主導性を発揮して、地域包括支援センターとの連携・協働を図っていくことが必要です。

2) 時代の変化に対応した社会福祉協議会活動の展開を!

社協は、昭和26年(1951年)、戦後の混乱期を経て中央・地方の民間社会福祉事業団体の組織統合による民間社会福祉活動の強化を図るために、全国及び各都道府県にその組織を発足させました。

さらに、福祉活動への住民参加と共同募金運動への住民参加と、共同募金運動を地域で支える民間組織の強化等を目的として、各市町村段階にもその組織化を進めました。

当時の社協活動は、戦災孤児や引揚者等への援護活動、子ども会など児童健全育成、生活保護法の協力機関に位置づけられた民生委員との協働活動の推進、福祉施設整備の促進とその組織化、「国民たすけあい」の共同募金運動の推進など地域福祉活動への積極的な取り組みが中心的就ありました。

その後、社協は、住民の福祉課題を解決する地域の草の根的な活動を先駆的に展開し、年金制度の創設や老人福祉施設の体系化など社会福祉制度の基盤整備の推進に寄与するとともに、市町村を基礎とした住民の疾病予防や健康増進、生活改善、環境衛生などに幅広い保健・福祉活動の推進力として発展してきました。

また、生活支援や在宅介護支援として先駆的にホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスを展開するとともに、ふれあいのまちづくり事業実施などを契機に「地域の総合相談」や「問題発見・解決のシステムづくり」を進めてきました。

そして、日常生活自立支援事業では、認知症の高齢者や知的障害者・精神障害者の権利擁護や地域生活支援を着実に展開しています。

最近では、社会的に孤立した生活課題を抱える住民(例えば、ごみ屋敷の問題、ひきこもりなど)や、経済的困窮者への食料品等の提供などの個別支援活動に取り組む市町村社

協も出てきています。

こうした取り組みによって、社会福祉基礎構造改革では、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念となり、社協はその中核的な推進主体としての位置づけが社会福祉法に明記されました。

一方、今日の生活課題の深刻化や多様化、様々な主体が新たな地域福祉実践に取り組む時代にあって、改めて、現在の社協活動が「住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」「社協の使命を果たすものになっているのか」ということを、自ら真摯に点検し、事業や活動の見直し強化を図ることが重要であると言われてしています。

その一つの事例として、今日まで社協活動として進めてきている「サロン活動」のあり方が、大きく見直されつつあります。

「ふれあい」や「外出支援」にとどまりがちな今までのサロン活動を、これからは、隣近所での安否確認等を含めた「支えあい体制づくり」へと変化させていく必要があります。

それは、公的なサービスだけでは対応できないインフォーマルなサービスが必要とともに、住民の連帯感を高め、地域の福祉力向上が必要となっているからです。

時代の変化とともに、社協活動が変化するのは、社協としての民間性、柔軟性、創造性開拓性等によるところであり、そうした社協の特性を発揮した取り組みが期待されています。

地域で住民が主体となつての地域での福祉活動を展開するためには、あらためて社協が主体的に福祉教育の推進やボランティア活動の促進を図ることが重要となっています。

とりわけ、団塊の世代が地域で活躍できる場づくりや仕組みづくりにつなげていくことや、行政と住民との連携協働の促進を図ることや、専門職や地域関係者とのネットワークづくり等、時代の変化に対応した社協活動の展開が強く求められています。

3) コミュニティソーシャルワーカーとしての社会福祉協議会職員の地域福祉実践！

地域包括ケア構想、地域ケア会議が目指す「個別支援、地域生活支援」への取り組みは、まさに人づくり、仕組みづくり、地域づくり、まちづくり等へと繋がるものと考えられますが、一連の取り組みにおいて、チームアプローチやコミュニティソーシャルワークの手法と働きが、今、改めて大きな注目を集め、コミュニティソーシャルワーカーが必要となっています。

市町村における総合相談体制の整備、ワンストップサービスの展開等をはじめ、住民が暮らす生活圏域で、主体的に、いきいきサロン、見守り・声かけ等の推進を図る等、コミュニティソーシャルワーカーは、個別支援と地域生活支援の両方を担う役割を持っています。

先進的な取り組みをしている大阪府の堺市社協では、個の支援は在宅介護支援センター、地域づくりは社協とし、この2つをつなげることで、同時に、住民と行政とをつなぐことがコミュニティソーシャルワーカーの役割として位置づけています。

さらに、高知県の高知市社協は、8人のコミュニティソーシャルワーカーを配置し地域づくりを徹底的に推進するなど、モデル的な取り組みを展開しております。

一方、昭和63年4月1日に施行された「社会福祉士及び介護福祉士法」、平成10年4月1日から施行された「精神保健福祉士法」等をはじめとする、福祉人材、マンパワーの確保・養成施策の一環として排出されてきている職能集団と言われるメンバーの社会的有用性の向上を図る観点から、社会福祉士等（ソーシャルワーカー）が専門家（プロ）としての働きができるような環境整備と社協等への人員配置が必要となってきています。

そこで、県社協は、市町村社協職員等を対象に、コミュニティソーシャルワーカー養成研修等を次のように展開してきておりますが、今後、さらなる取り組みの強化を図ってまいります。

◆コミュニティソーシャルワーカー養成研修会（自主財源）

①平成21年9月7日、8日、10月30日（3日間）、県福祉プラザ於、社協職員30名

②平成22年9月7日、8日、12月7日、8日（4日間）、県福祉プラザ於、社協職員30名

講師 山梨県立大学人間福祉学部准教授神山裕美氏

日本社会事業大学専門職大学院准教授木戸宣子氏

1日目 講義Ⅰ コミュニティソーシャルワークの基本概念と機能、展開プロセス

演習Ⅰ コミュニティソーシャルワーク実践におけるアセスメント

2日目 演習Ⅱ コミュニティソーシャルにおけるプランニングの方法

演習Ⅲ 事例検討

3日目 講義Ⅱ コミュニティソーシャルワークにおけるチームアプローチの展開

ワークショップⅠ

コミュニティソーシャルワークにおけるプランニングのコンサルテーション①

ワークショップⅡ

コミュニティソーシャルワークにおけるプランニングのコンサルテーション②

講義Ⅲ コミュニティソーシャルワークの展開に向けて（総括コメント）

◆山梨コミュニティソーシャルワークフォーラム

（地域支えあい体制整備促進事業費等・国庫補助金）

①平成23年8月25日、26日、27日（3日間）、甲府富士屋ホテル他、県内外380名

1日目 基調講演 地方自治体経営と地域福祉

リレートーク 山梨の住民活動と地域福祉

2日目 ワークショップ 甲府市、笛吹市、南アルプス市、中央市をフィールドとして

7つのテーマによりワークショップを展開

3日目 ワークショップ総括 各ワークショップの報告

総括講演 ワークショップを踏まえての総括講演

②平成24年3月17日、18日(2日間)、大月市民会館於、83名

③平成24年12月8日、9日(2日間)、富士川口町勝山ふれあいセンター於、72名

④平成25年3月2日、3日(2日間)、葦崎市民交流センター於、93名

各地域共通のプログラムで、内容は地域の課題に即したテーマにより展開。

1日目 2会場にてワークショップ

2日目 各ワークショップにおける取り組み内容の報告と総括

ワークショップを踏まえての総括講演

4) 地域でのコミュニティソーシャルワーク実践に向けて！

秋田県の藤里町社会福祉協議会が取り組んだ「引きこもり・精神障害者支援」活動に対しNPO法人日本地域福祉研究所理事長の大橋謙策氏は、『秋田県藤里町「こみっと」実践の素晴らしい点と学ぶ点』としてコメントされています。社協における取り組みの概要とコメントの内容が地域でのコミュニティソーシャルワーク実践に向けて役立ちますので紹介します。

(1) 取り組みの概要

①町の概要

面積	281.98 km ² (町総面積9割は山林原野)
人口	3,892人
世帯数	1,487世帯
65歳以上	1,544人
高齢化率	39.67%(全県で2位)

②社協概要

部門	職員数	資格取得状況	人数
総務・地域	8人	社会福祉士	9人
相談支援	13人	精神保健福祉士	4人
ディサービス	16人	正・准看護師	4人
ヘルパー	14人	介護支援専門員	14人
ぶなっち・配食		介護福祉士	21人
合計	51人		

③活動課題

1. 地域における要援護者の定義が固定化
2. 詳細な実態把握を活かす仕組みがない
自分の地域の、自分の組織の実態把握能力は？

⇒そして、最も必要なツールを選択できるか？

3. ネットワークの形骸化
4. 福祉現場での個人の職人芸の限界

④事業展開 トータルケア推進事業の重点項目（県社協からのモデル指定、17年度から3年）

1. 総合相談・生活支援システムの構築
2. 福祉を支える人づくり
3. 介護予防のための健康づくり・生きがいくくり
4. 福祉による地域活性化⇒「福祉でまちづくり」
5. 次世代の担い手づくり

平成18年度 引きこもり者等の実態把握調査

平成19年度 福祉の拠点「こみっと」イメージ図作成

平成20年度 地域福祉実践研究セミナー

平成21年度 日本助成金により改修工事

平成22年度 福祉の拠点「こみっと」開設

平成23年度 宿泊棟「くまげら館」開設

白神まいたけキャッシュ販売開始

○引きこもり者等の実態把握経過

一次調査平成18年度・実態把握（指定相談支援事業所開設）

二次調査平成20年度～21年度・名簿作成（地域活動センター受託）

三次調査平成22年度訪問調査（福祉の拠点「こみっと」開設）

○引きこもり者等の実態把握から見えたこと

引きこもり調査をすればするほど引きこもりの定義が分からなくなる

40歳以上引きこもり者の実態

新型引きこもりの実態

引きこもりの定義が（イメージが）実態把握を困難にしている現状

ソーシャルワーカーの未熟さが実態把握の困難を招く

（2）秋田県藤里町「こみっと」実践の素晴らしい点と学ぶ点

①秋田県藤里町の「こみっと」実践は

まさに今、求められているコミュニティソーシャルワークの実践そのものです。

②藤里町社会福祉協議会は

平成17年度から推進した「地域福祉トータルケア推進事業」のモデル地区に選定されたことから、その活動は大きく羽ばたく事になります。

③市町村社会福祉協議会の職務は

- ・地域の福祉ニーズを把握し
- ・地域に必要な福祉事業の開発・政策提言をすると同時に
- ・実際に事業を企画・運営していくことです。

(3) コミュニティソーシャルワーク4つの機能を実施した全国に誇れる実践です

①地域住民の生活課題を把握すること

地域住民の生活課題を住民目線と専門職目線の両方の立場で対応している。

②福祉サービス・制度をつなげること

それら明らかになった生活課題を解決できる既存の福祉サービス・福祉制度があるかどうかを確認し、生活問題を抱えている人びとにつなげている。

③新しいサービス・制度を開発すること

もし、既存の福祉サービスや福祉制度がなければ、新しいサービス・制度をボランティアや民生委員、あるいは地域の人々の力を借りて開発している。

④支援のネットワーク作りを支援すること

生活問題を抱えている人や家族を支援していくためには、行政や専門職だけでは支えきれず、地域住民の協力・参加が必要になるので、住民の社会福祉に対する見方・考え方を改善する努力もしつつ、具体的に問題を抱える人や家族への支援のネットワークを作り支援している。

4つの機能を実施した全国に誇れる実践です。

(4) 「こみっと」実践において評価できる点は次のとおりです

第1は“引きこもり”という今日の日本で大きな問題であり、かつ実態把握が困難であり、接近が難しい問題について行われ、人口4000人の町で100人という実態を明らかにしたことです。

日本の社会福祉は、従来措置行政や申請主義ということもあって、ややもすると“待ち”の姿勢になりがちでした。

藤里町社会福祉協議会は、アウトリーチ型ニーズ把握といわれる「訪問による徹底したニーズの掘り起こしと把握」を行いました。

地域の社会資源を活用しながら、芋づる式に実態把握をした点も評価できます。

例としては、①同級生ネットワーク、②元PTAネットワーク

厚生労働省の“引きこもり”という考え方、定義によらず、本人や家族の気持ちを大事にしつつ、「社会的につながりが十分もてず、生活上困っていることという」住民目線を大事にして、ソーシャルワークという専門職の立場から住民に説明し、地域に、家庭に切り込んで行く視点と手法は素晴らしいものです。

第2はこれらの調査を社会福祉協議会の専門職である社会福祉士や精神保健福祉士が担っていますが、単に、国家資格を有しているというだけではなく、ソーシャルワークの視点・機能を十分発揮している点です。

- ①初回訪問で家族との信頼や、“引きこもっている人”との信頼関係を築くことができなければ、かえって問題をこじらせてしまい解決を困難にさせることを踏まえていること
 - ②社会的偏見・差別がまだある地域での住民感情をよく踏まえて対応していること
 - ③家族の感情表出を考えていること
- その上で専門職が陥りやすい「支援してあげているつもり」などの視点・内省も素晴らしいものです。

第3は財政的に大変厳しい藤里町にあって、社会福祉協議会が積極的に国の制度や財団などの助成制度を活用し、新しい実践分野を切り開いていることです。

第4は家庭訪問で明らかになった“引きこもり”の人々の単なる実態調査に終わることなく、その人びとを外に連れ出すプログラムや新しい資源としての働く場、居場所、宿泊棟を造ったことです。

ソーシャルワークには、既存の利用できるサービスがなければ、新しいサービスを開発する機能もありますが、まさに「こみっと」という家庭以外の社会的な居場所、働く場、交流の場を提供したことは、素晴らしいです。

(5) 「ケアの本質」は

アメリカの哲学者である「ミルトン・メイヤロフ」は、「ケアの本質」という本の中で

- ①「一人の人格をケアするとは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現することを助けることである」
- ②「ケアとは、ケアする人、ケアされる人に生じる変化とともに成長発展をとげる関係を指しているのである」
- ③「ケアすることは、・・・世界の中にあって、“自分の落ち着き場所にいる”のである

る他の人をケアすることをおして、他の人々に役立つことによって、その人は自身の生の真の意味を生きているのである」と述べています。

(6) 【こみっと】のいわれは

こみっとのいわれは、《こじんまりと関わりをもつ》ということであり、それは

- ①自分たちの居場所であると同時に
- ②社会との交流の場であり
- ③他者に役立つことを実感する場所であり

そのコンセプトは

【支援する者もされる者も、共に集える居場所づくり】ということですがまさに、ミルトン・メイヤロフのいう「ケアの本質」そのものです。

このような【こみっと】の実践をおして

文字通り、藤里町全体が「福祉でまちづくり」のケアリングコミュニティになっていく日本全国に誇っていい素晴らしい実践だと思います。

注 ケアリングコミュニティとは、家族や近隣といったインフォーマル・サポートネットワークの強化を図るための小地域活動が、計画的にシステムとして機能している地域をいう。

「ひきこもり町おこしに発つ」

藤里町社会福祉協議会・秋田魁新報社発行より

2 お互いの仕事を理解し合う一歩から

中澤まゆみ（南アルプス市社会福祉協議会）

現代社会では、不況、老老介護、自殺、いじめ、虐待、近所のつながりの希薄さ、無関心、孤立など多くの問題が日常生活の中に存在している。しかし一方では、多くのボランティアが東日本大震災等に関わったように、誰かのために何かできることはないかと人と人とのつながりを大切にする人材も地域には多く存在している。

このように様々な生活状況や考えを持った地域住民1人ひとりが、自分らしく暮らせる地域になるためにはいったいどうしたらよいのか。その中の対策として、地域包括支援センターの役割とは何か、社会福祉協議会の役割とは何か。そして地域包括支援センターと社会福祉協議会とが、どのような協力体制で臨むことが良いのかを考える。

地域包括支援センターは、地域の高齢者を様々な面から継続的、包括的にケアするための中核的な存在であり、地域支援事業の中で特に権利擁護、介護予防等が重要な事業として行っている機関である。また、社会福祉協議会とは、社会福祉法において地域福祉推進の中核と位置付けられ、住民に身近な福祉活動を行い、住民の活動を支援する民間組織であり、そこには共通する使命が多くある。

しかし普段は、お互い各自の業務に追われるなかでなかなか相手の仕事に対して理解する機会もなく、また情報共有する機会も持たず、必要な時だけ連絡を取り、その必要事項のみで完結してしまう場合が多いのが現実である。本来ならそれぞれの組織内でも、自分たちの役割分担について職場内で議論することが重要であるが、時間が取れないことを、各々の業務量の多さを言い訳に時間を作ってこなかったのではないだろうか。先に述べたように、現代社会では多種多様な課題が多く生まれている。これまでのように、行政だけでは解決できない課題も多くなっていることは誰もが感じていることである。

ここで、南アルプス市社会福祉協議会と南アルプス市役所との事例を元に話を進める。

南アルプス市社協も合併し、今年10年を迎えた。合併当初、旧6町村が一つになるために、市社協としての基盤を整備していく必要があった。そのため、各社協で各自行っていた事業を精査すること、市社協として、顔の見える関係づくりやボランティア団体や人材の育成、災害・防災を通じての地域づくりなどに焦点をあて、各事業を通じ、住民と一緒に地域の基盤づくりを進めてきた。そのことが、住民との信頼関係を築き、地域の力として育まれてきた。

一方、南アルプス市でも、合併後、市民へのサービス第一に考慮しながら改革を進めてきたが、近年、多種多様な問題が寄せられるようになり、行政だけでは対応できない課題も増え、市も対応に苦慮していた。

そのような背景のなか、市の役割、社協の役割を再度確認し、どんな市にしていきたい

のか、そのためにはお互い何をどうしていったらよいかを、行政と社協で3年ほど前より話し合いを重ねてきた。1年目は、なかなかお互いに自分の仕事を中心に考え、相手の仕事のマイナス面ばかりが気になり、意見も噛み合わないことも何度かあった。私たち社協側も、これまでの社協としての取り組みを否定されているような気持ちが湧いてしまうような時もあり、最初からしっくり進んだわけではなかった。しかし、1年目から毎年、市の視察研修に社協も同行したり、月に1度の定期的な会議の開催や職員の学習会など、一緒に参加する場を重ねるにつれ、お互いの仕事量や仕事の内容の厳しい現状を知り、相手の立場を少しずつ理解していくと同時に、自分自身を再確認する場が変わっていった。市の職員は、社協の現在抱えている事業の業務量の多さゆえに本来のCSWとしての活動が十分できていないもどかしさを知ることができた。また社協は、市の担当が、自殺や虐待というような重篤な相談ケースを毎日耳にしながらも一人で抱え、それを解決する糸口が見つからず、また未然に防ぐための連携なども出来ずに、もがいている現状なども知った。これまで見えなかった部分が見え、そして双方ともどうにかしたいと思っていることがお互いに確認することができた。

そのような中で、「何か一緒にやってみよう」ということから、23年度末には「あったか色の地域ささえ愛セミナー～笑顔がつなぐ！南アルプス市の輪～」と題し、民生委員をはじめ、地域住民を巻き込んだ地域づくりセミナーに取り組んだ。このセミナーを企画し開催したことで、よりお互いが何のために誰が何をするのかを一緒に学べたと感じている。市と社協だけでなく、一緒に協力していただいた地域の方々も、普段の自分の何気ない行動が地域づくりの一つになっていることを感じたり、地域の伝統行事が地域づくりの土台となっていることを再認識し、新たな課題を見つけたり、セミナーに参加した多くの民生委員や住民が、自分の行動や地域を考えるきっかけにもなった。

3年目の24年度には、市に福祉総合相談課が設置されると、重篤化した相談が多く寄せられるようになり、行政だけでは解決することが難しい課題が浮き彫りになってきた。インフォーマルな取り組み、地域が地域を支える仕組みづくりが必須とされるなか、社協内部としても、地域住民、関係機関も含め、より地域づくりに向けた取り組みをするために、その事業が、はたして社協でなくてはならない事業かなど精査する中で見直し、相談、解決等に傾ける時間を生み出すことができた。また、職員の意識向上やCSWについての勉強会、事例検討など自主学習会開催への動きも生まれるにつれ、職員のスキルアップや意識の変化にもつながっている。

また、徐々にではあるが、個別の課題から地域の課題として考える場として、地域ケア会議を開催している。地域住民と共に市も社協も一緒に話すことで、地域の強みや弱みと共に、お互いの役割を一緒に確認する場にもなっている。

今、社会福祉協議会として、これまで行ってきた事業を通じた地域住民との関係を生かし、早期発見と解決方法に力を入れた地域づくりという本来の社協の姿を目指し、やるべ

きことに力を注ぐための時期を迎えている。25年度は、相談体制、人材育成を強化し、成年後見センターを新しく設置し、重点事業として更に力を注いでいく方向が打ち出されている。

この経験からも、お互いの仕事内容や現状、悩みごとなどを知ることは、お互いの仕事を理解することの一步である。そこから、話し合い、議論し合える仲間となり、住民一人ひとりが自分らしく暮らせる地域になるために、誰が何をするのかを共有し、疑問や意見をぶつけながら、模索し合い、役割を確認しながら、現在に至っている。

地域包括支援センターにも、個々の課題が寄せられ、包括的な活動などにも取り組んでいると思われる。実際起きてしまった課題に対し、その人個人を行政サービスだけで解決できる枠内であればよいということになりそうだが、その個々の問題には、必ず、なぜそうなってしまったのかという原因や背景がある。その理由が事前にわかり、対処できることが出来たなら、問題として生まれなかったかもしれない。また、もっと早期発見が出来たなら、大きな問題にならないで済んだかもしれない。それを担うのが、様々な形で住民と身近に取り組んできた社会福祉協議会の役割である。

社会福祉協議会として、個人の問題を地域の問題としてとらえる意識を育て、地域住民はもちろん、地域包括支援センターの職員や関係する市の職員、民生委員、福祉関係や学校関係、企業など、そこに住む様々な職種の住民と一緒に地域について考えるための場を作ることが重要である。この場を作るとは、共に考え、共に悩み、共に行動するというこれまで築いてきた社協の強みを生かし、見守りの必要性など声なき声をひろうための仕組みと、新しい取り組みやサービスを生み出すなどそれを解決できるための仕組み、できる限り自立した生活を送るための仕組みづくりなどのネットワークを構築することである。そして、地域包括支援センターと共に専門性を活かしたセンターのネットワークと絡みながら、介護予防や権利擁護などに結びつけ、ひいては住民の自立にも結びつけていくことができる考える。

地域包括支援センターで把握している課題を抱えた個人に対し、行政としてのサービスだけの解決で終わりではなく、その個々の問題や課題が他人ごとでなく、自分自身の問題、地域の課題としてとらえ「最後まで自分らしくこの地域で暮らしていくため」に、地域包括支援センターと社会福祉協議会、そして住民が手を組み進めることが、住民のためにも職員自身のためにも必要である。